

令和4年8月29日

一般社団法人京都府医師会会長 様  
一般社団法人京都府病院協会会長 様  
一般社団法人京都私立病院協会会長 様

京都府府民環境部循環型社会推進課長  
京都市環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課長

感染性廃棄物の処理の停滞回避に係る取組について（依頼）

平素は、本市の環境行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する中、同感染症への対応に係る医療機関及び医療関係業務に従事されている皆様方の御尽力に対し、深く敬意を表します。

さて、新型コロナウイルス感染症に係る感染性廃棄物の取扱いにつきましては、感染性廃棄物を排出する事業者（病院、診療所等）におきまして、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（令和4年6月環境省環境再生・資源循環局策定。以下「マニュアル」といいます。）等を参考に、適正な処理に取り組んでいただいているところです。

感染性廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）において、特別管理廃棄物に位置付けられ、京都府内でその処分をすることができる廃棄物処理業者（以下「処理業者」といいます。）の数は限られています。昨今の感染者数の大幅な増加に伴い、感染性廃棄物の排出量が増加しており、処理業者の保管・処理能力がひっ迫する事態を回避するための対応が課題となっております。仮に、処理業者における廃棄物の処理が停滞した場合には、各事業者において、他の処理業者と契約を結び直したり、処理が再開されるまでの間、一時的に廃棄物を保管したりするなどの対応が必要になることも想定されます。

そこで、感染性廃棄物の処理の停滞を回避するため、マニュアル等にとり、各事業者の皆様にご配慮をお願いしたい事項について、別紙のとおり文書を作成しましたので、趣旨を御理解いただき、貴会会員への周知につきまして、御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。